

中小企業実態基本調査の実施要領

1 調査の目的

近年、企業活動の国際化に伴う国内産業構造の変化、裁量労働制や派遣労働者の活用などにみられる人材調達の多様化、IT技術を活用した物流の効率化、消費者のライフスタイルの多様性に応じた新規事業の創出や業態転換など、中小企業を取り巻く経営環境は大きく変化してきている。

こうした環境変化の中、中小企業の育成及び発展に資する施策を企画・立案する上でも、中小企業全般に共通する事項について、経年変化を追い、業種別・企業規模別に、それぞれの特色、経営上の強み・弱みを初めとする幅広い事項を明らかにしていくことの重要性が従来以上に増してきている。

中小企業庁は、従来、中小企業基本法第十条の規定（定期的に、中小企業の実態を明らかにするために必要な調査を行い、その結果を公表しなければならない）に基づき、中小企業の財務・経営面における実態把握の必要から「中小企業経営調査」を、中小企業の設備投資面における計画及び実績の把握の必要から「商業・サービス業設備投資動向調査」を行ってきたが、これに替え、上記のような中小企業を巡る経営環境の変化を踏まえ、中小企業全般に共通する財務情報、経営情報、設備投資動向等を把握する調査として「中小企業実態基本調査」を新たに承認統計として実施することとする。この際、記入者負担の軽減の観点から、「中小企業経営調査」、「商業・サービス業設備投資動向調査」、調査対象に中小企業を含む「商工業実態基本調査」の一部を統合するものとする。

本調査の実施により、中小企業全般の経営実態、設備投資動向及び施策ニーズ等について、従来以上に幅広く必要なデータ収集を行う。

2 調査の範囲

中小企業実態基本調査は、日本標準産業分類(平成14年総務省告示第139号)に掲げる大分類E - 建設業、大分類F - 製造業、大分類H - 情報通信業、大分類I - 運輸業、大分類J - 卸売・小売業、大分類L - 不動産業、大分類M - 飲食店、宿泊業及び大分類Q - サービス業(他に分類されないもの)のうち、別表に掲げる業種及び規模に属する企業(個人企業を含む。以下同じ。)から選定した企業について調査する。

業種の範囲及び企業規模(資本金又は従業員)の範囲については、別表を参照。

3 調査の期日

平成16年9月

4 調査事項

- (1) 企業の概要(名称及び所在地など)
- (2) 資産及び負債・資本、売上高及び営業費用、設備投資など
- (3) 従業者数
- (4) 取引金融機関
- (5) 委託の状況
- (6) 受注の状況
- (7) 工事の受注
- (8) 製品(商品)の仕入先・販売先
- (9) チェーン組織への加盟状況
- (10) 電子商取引の実施状況

5 調査対象期間

平成15年度決算期間

6 調査票の提出期限及び提出先

- (1) 調査票の提出期限
平成16年10月8日
- (2) 調査票の提出先
中小企業庁事業環境部企画課調査室

7 調査票の集計

回収した調査票の記入状況等について、民間機関に委託して検査及び集計を行う。
分析結果については、中小企業白書に使用し、平成17年3月には速報を公表、
平成17年度において報告書(確報)を公表する予定。

8 その他

中小企業実態基本調査は、統計報告調整法に基づく統計報告の徴集として実施する。